

令和3年1月26日

新潟市長

中原 八一 様

新潟市国民健康保険運営協議会

会 長 山崎 光子



新潟市国民健康保険料率の検討について（答申）

令和2年12月24日付、新保第2292号により諮問のありました
事項について、当協議会において慎重な審議を行いました。

その結果について別添のとおり答申します。

記

1 適正な国民健康保険料率のあり方について

新潟市国民健康保険料率の検討について

1 はじめに

新潟市国民健康保険運営協議会は、令和2年12月24日に市長から諮問を受けた新潟市国民健康保険料率等の検討について、慎重な審議を行った。

2 審議結果

(1) 適正な国民健康保険料率のあり方について

本市の国民健康保険事業会計は、令和3年度における納付金が前年度に比べ減少した一方で、加入者数や所得の減少等から、約1億9千万円の収支不足が見込まれている。

収支不足については、本来、保険料で賄うべきものであるが、新型コロナウイルスの影響により社会・経済情勢の先行きが不透明である中、加入者の所得状況は厳しい状況にあることなどを考慮し、昨年度同様、国民健康保険事業財政調整基金の活用により、保険料率は据え置くことが望ましいと考える。

また、国民健康保険事業の安定的な運営のため、当該基金については、長期的視点に立った堅実な活用に努めるとともに、医療費の適正化に向けた一層の取組みを望む。

3 附帯意見

なお、附帯意見として以下を添える。

- ・ 健診結果等の保健医療情報を活用して、今後もより一層、加入者の健康づくりを効果的に実施するよう努めること。
- ・ 新型コロナウイルスの影響等により、1世帯あたりの所得は減少し、国民健康保険事業の財政は、これまで以上に厳しい状況となる見込みであることから、国に対し、さらなる財政措置を講ずるよう働きかけること。